

第10号議案

中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年2月28日提出

中間市長 松下 俊男

中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第21項中「第19項」を「第21項」に改め、同項を附則第23項とし、附則第20項を附則第22項とし、附則第19項を附則第21項とする。

附則第18項の前の見出しを削り、同項中「前項」を「附則第17項」に改め、同項を附則第20項とし、同項の前に見出しとして「（特例措置）」を付する。

附則第17項の次に次の2項を加える。

- 18 平成29年7月31日までの間、常勤の職員の給料については、別表第1中「888,000円」とあるのは「710,400円」と、「724,000円」とあるのは「651,600円」と、「646,000円」とあるのは「581,400円」と読み替えて支給するものとする。
- 19 平成29年6月に支給する期末手当については、前項の規定により読み替えて支給する給料月額に、第5条第2項に定める割合を乗じて得た額を支給するものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

中間市特別職職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～17 (略)</p> <p><u>18 平成29年7月31日までの間、常勤の職員の給料については、別表第1中「888,000円」とあるのは「710,400円」と、「724,000円」とあるのは「651,600円」と、「646,000円」とあるのは「581,400円」と読み替えて支給するものとする。</u></p> <p><u>19 平成29年6月に支給する期末手当については、前項の規定により読み替えて支給する給料月額に、第5条第2項に定める割合を乗じて得た額を支給するものとする。</u></p> <p><u>(特例措置)</u></p> <p><u>20 附則第17項の規定にかかわらず、同項中「799,000円」とあるのは平成25年3月31日までの間「719,000円」と、「673,000円」とあるのは同年1月31日までの間「605,000円」と読み替えて支給するものとする。</u></p> <p><u>21・22 (略)</u></p> <p>(副市長の給料の特例措置)</p> <p><u>23 副市長の給料については、平成25年7月31日までの間、附則第21項の規定にかかわらず、同項の規定により支給する額から同項の規定により支給する額に10分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～17 (略)</p> <p><u>(特例措置)</u></p> <p><u>18 前項の規定にかかわらず、同項中「799,000円」とあるのは平成25年3月31日までの間「719,000円」と、「673,000円」とあるのは同年1月31日までの間「605,000円」と読み替えて支給するものとする。</u></p> <p><u>19・20 (略)</u></p> <p>(副市長の給料の特例措置)</p> <p><u>21 副市長の給料については、平成25年7月31日までの間、附則第19項の規定にかかわらず、同項の規定により支給する額から同項の規定により支給する額に10分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端</u></p>

数が生じた場合は、これを切り上げた額) を減じて得た額を支給する。

数が生じた場合は、これを切り上げた額) を減じて得た額を支給する。